

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年十一月十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヒマラヤ津山インター店

所在地 津山市河辺字五反田九一五〇一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 有限会社ノカミ

住所 津山市河辺一六四二

代表者の氏名 代表取締役 清水 喜市

イ 名称 有限会社開

住所 津山市河辺九一四一四

代表者の氏名 代表取締役 清水 誠一

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後八時 (変更後) 午後九時三十分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで

(変更後) 午前九時三十分から午後十時まで

4 変更年月日

平成十八年十一月二十三日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ヒマラヤ

住所 岐阜県岐阜市江添一丁目一一一

代表者の氏名 代表取締役 小森 裕作

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百四十一平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 二百十六台

イ 駐輪場の収容台数 十台

ウ 荷さばき施設の面積 三十八平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 十七立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時

イ 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後八時まで

二 届出年月日

平成十八年十月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年十一月十日から平成十九年三月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商工観光課